

幼児教育・保育の無償化に伴う 特定子ども・子育て支援施設等の 指導監査について

令和6年3月

目次

第一章

指導監査の概要等について

第二章

実地指導の確認項目について

第一章 指導監査の概要等について

1. 概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用費の支給が開始されました。

このことに伴い、市町村長は、必要に応じて、特定子ども・子育て支援施設等に対して、子ども・子育て支援法(以下「法」)第30条の3において準用する法第14条第1項に基づき調査・指導等を行い、法第58条の8第1項に基づき、監査を行うことができることになっています。

第一章 指導監査の概要等について

1. 概要

特定子ども・子育て支援施設等とは？

施設等利用費の支給に係る施設又は事業として市町村長の確認を受けた

- ・認定こども園(国立・公立大学法人立に限る)
- ・未移行幼稚園、特別支援学校幼稚園部
- ・認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)
- ・預かり保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業

第一章 指導監査の概要等について

2. 指導監査の目的及び方針

目的

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下、「運営基準」)
(第53条～第61条)を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務
の適正性を確保する。

方針

運営基準の周知徹底および施設等利用費の支給における 過誤・不正の防止
を図る。

第一章 指導監査の概要等について

3. 指導監査の種類

| 項目 | 内容 | 形態 |
|----|---|--|
| 指導 | 集団指導 | 運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施 |
| | 実地指導 | 運営基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施 |
| 監査 | 以下に該当する場合、必要に応じ随時実施 ・運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合 ・施設等利用費の請求に不正又は著しい不当が疑われる場合 | |

第一章 指導監査の概要等について

4. 指導について

指導は、次の事項について周知徹底するとともに、過誤・不正の防止を図るために実施します。

- ・運営基準第53条から第61条までの規定の内容
- ・施設等利用費の支給

| | | |
|----|------|--|
| 指導 | 集団指導 | 運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施 |
| | 実地指導 | 運営基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施 |

第一章 指導監査の概要等について

5. 集団指導について

集団指導の内容は、以下のとおり

- ・子ども・子育て支援法の理解の促進
- ・運営基準、指導監査等の制度説明
- ・子ども・子育て支援に関する制度改正

| | | |
|----|------|--|
| 指導 | 集団指導 | 運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施 |
| | 実地指導 | 運営基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施 |

第一章 指導監査の概要等について

6. 実地指導について

実地指導の内容

特定子ども・子育て支援施設等において、本市職員が書類の確認を行うとともに、運営基準の遵守に関して、質問等により検査を行います。

令和5年度は、特定教育・保育施設等の「確認監査」を実施した施設等に対し、実施しました。

| | | |
|----|------|--|
| 指導 | 集団指導 | 運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、一斉講習等の方法により実施 |
| | 実地指導 | 運営基準等の遵守に関して実地による書類等の閲覧、関係者との面談を実施 |

6. 実地指導について

実地指導の流れ

1 対象施設の選定

2 実施通知

3 実地指導の実施

4 結果通知

5 改善報告書の提出

第一章 指導監査の概要等について

7. 監査について

監査は、以下に示す情報を踏まえ、違反疑義の確認について、特に必要があると認められる場合に行います。

要確認情報

通報・苦情・相談に基づく情報

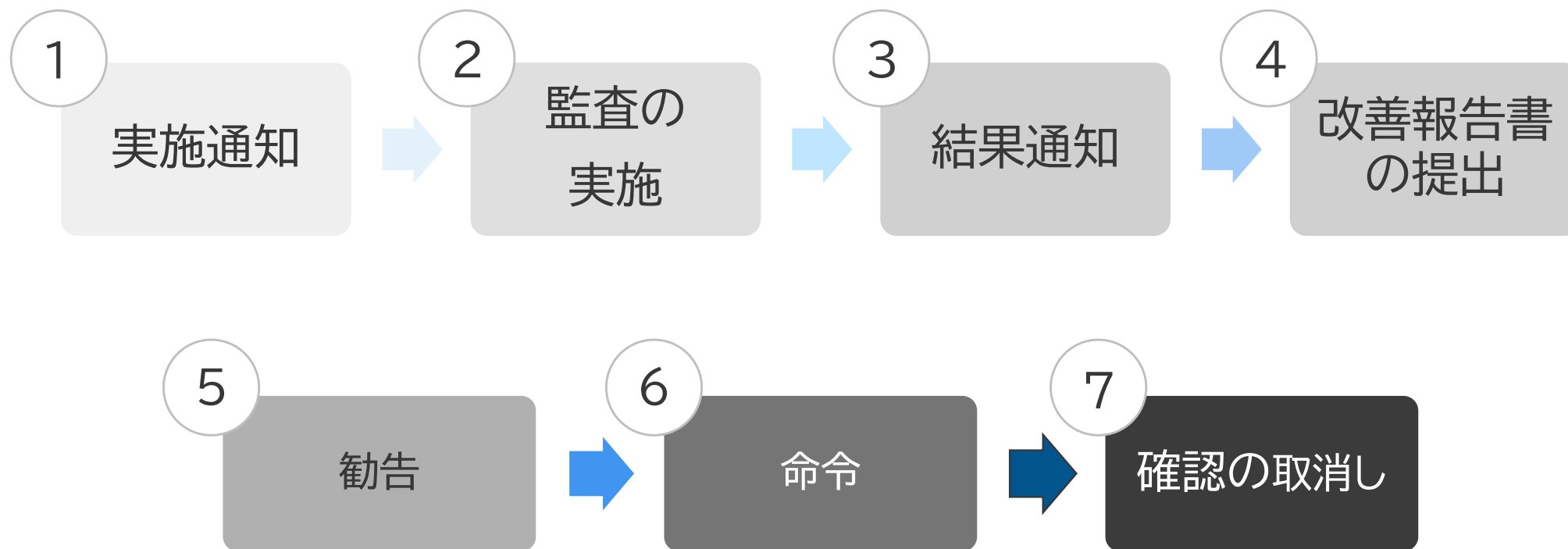
実地指導において 確認した情報

勧告、命令、確認の
取消し等に該当すること
が疑われる

隠ぺい等の悪質な不正が
疑われる情報

第一章 指導監査の概要等について

7. 監査について 監査の流れ



④～⑦に関しては、結果およびその対応によって適宜行います。

第二章 実地指導の確認項目について

1. 運営基準第54条から第61条の規定内容

| | |
|------|--------------------------|
| 第54条 | 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録 |
| 第55条 | 利用料及び特定費用の額の受領 |
| 第56条 | 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 |
| 第57条 | 法定代理受領の場合の読替え |
| 第58条 | 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知 |
| 第59条 | 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則 |
| 第60条 | 秘密保持等 |
| 第61条 | 記録の整備 |

第二章 実地指導の確認項目について

2. 確認項目第54条

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

CHECK POINT

提供日、提供日ごとの時間帯、支援の具体的な内容等を記録した書類を確認します。

具体的な書類例

- ・保育計画
- ・保育(業務)日誌
- ・児童名簿、児童票、出席簿
- ・連絡帳

第二章 実地指導の確認項目について

3. 確認項目第55条 (利用料及び特定費用の額の受領)

CHECK POINT

- ・特定費用は**金銭の用途、額、理由**について**書面で提示**し保護者へ説明をするとともに、**同意**を得ているか。
- ・保護者と締結した契約に定められた利用料・特定費用の額について支払いを受けているか。
- ・支払いを受ける利用料は、施設等利用費の額を**控除**した額の支払いを受けているか。【法定代理受領の場合】

次ページへ続く

第二章 実地指導の確認項目について

3. 確認項目第55条 (利用料及び特定費用の額の受領)

CHECK POINT

具体的な書類例

- ・利用契約書
- ・重要事項説明書
- ・入園のしおり、パンフレット

特定費用とは？

特定費用とは教材費、行事費、食材料費、通園送迎費等

【子ども・子育て支援法施行規則第28条の16】

特定費用は無償化の**対象外**

第二章 実地指導の確認項目について

4. 確認項目第56条

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

CHECK POINT

- ・保護者から費用の支払いを受けた際、**領収証**を交付しているか。
- ・利用料と特定費用の額を**区分して記載**しているか。

具体的な書類例

- ・領収書の控え
- ・通帳の記帳【口座振込の場合】

次ページへ続く

第二章 実地指導の確認項目について

4. 確認項目第56条、57条 (領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

CHECK POINT

- ・ 支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を保護者に交付しているか。

*ただし、認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるもので法定代理受領を受ける場合には、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。

具体的な書類例

- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書の控え

第二章 実地指導の確認項目について

5. 確認項目第58条 (施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

CHECK POINT

保護者が**偽りその他不正な行為**によって施設等利用費の支給を受け、又は**受けようとしたとき**は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る**市町村に通知**しているか。

第二章 実地指導の確認項目について

6. 確認項目第59条 (施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

CHECK POINT

子どもの**国籍、信条、社会的身分**又は特定子ども・子育て支援の提供に要する**費用を負担するか否か**によって、**差別的取扱い**をしていないか

具体的な書類例

・苦情に関する記録

第二章 実地指導の確認項目について

7. 確認項目第60条 (秘密保持等)

CHECK POINT

- ・職員、管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の**秘密を漏らしていないか**。
- ・職員であった者に対しても、同様の**秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか**。
- ・小学校、その他の関係機関に対し、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書**により保護者の**同意**を得ているか。

具体的な書類例

- ・個人情報保護に関する書類

第二章 実地指導の確認項目について

8. 確認項目第61条 (記録の整備)

CHECK POINT

- ・職員、設備、会計に関する**諸記録を整備**しているか。
- ・特定子ども・子育て支援の提供の記録(第54条)、市町村への通知に係る記録(第58条)を整備し、その完結の日から**5年間**保存しているか

次ページへ続く

第二章 実地指導の確認項目について

8. 確認項目第61条 (記録の整備)

CHECK POINT

具体的な書類例

【職員に関する記録】

・労働契約書等の労働条件を明示した書類・出勤簿・賃金台帳・就業規則・給与規程・健康診断結果・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等)関係書類

【設備に関する記録】

・消防計画・消防設備点検記録・防災計画・避難消火訓練記録・衛生管理マニュアル・安全管理マニュアル・危機管理マニュアル・事故記録簿

【会計に関する記録】

・経理規程・計算書類(収支計算書、損益計算書、貸借対照表等)・現預金等の出納管理簿